

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：池田町水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和24年10月15日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	池田町	職員数 (H19. 4. 1現在)	4
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	130円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	1,179
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	70
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.349(H18)
資金不足比率 (%)	-	実質公債費比率 (%)	18.1(H19)
		経常収支比率 (%)	82.9(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	池田町水道事業財政健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	池田町長 山崎 袈裟盛
既存計画との関係	池田町行財政集中改革プラン（平成17年度から平成21年度）
公表の方法等	3月議会での説明及び町ホームページにより公開
基本方針	現状の料金水準を維持しつつ、適切な管理を行い資産を有効活用して維持管理経費等の抑制に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>池田町は東西6.2Km、南北12.8km、総面積39.68Km²の南北に細長い地形で、町の平坦地に大字池田、会染、中鷓、東部山間地に広津、陸郷の集落が散在しています。池田町上水道は大字池田、会染、中鷓及び陸郷の一部を対象とした給水区域面積17.09Km²、計画給水人口12,000人の末端給水事業です。水源は伏流水1箇所、地下水3箇所です。計画一日最大給水量6,000m³、水質は良質のため塩素滅菌処理のみを行い自然流下を主として配水されています。第4次拡張事業（総事業費2,308,300千円）を平成6年度に終了し、以後維持管理を中心とした経営を行っています。</p> <p>過去5年間の推移を見ると給水人口の緩慢な減少、有収水量の減少が見られるものの料金回収率はおおむね100%を越え、累積欠損金はなく、一般会計からの繰入金の繰入もありません。</p> <p>料金改定については平成9年度に改定を行い、平成19年度には総額表示形式に伴い単価の端数切捨ての改定と工場用の料金設定が追加されました。長野県下の事業者と比べ高水準の料金設定となっていますが、流動資産額が減価償却累計額の35%程度に留まっているためです。</p>	
経営課題	課 題	施設の長期活用と水道水の安定供給
	<p>施設点検などの強化により現存資産の長期活用に努め、建設改良費の抑制をします。各施設の規模が小さいため常駐職員はなく、緊急通報管理システムにより管理されていますが、定期的な施設点検、適切な管理により安定した給水に努めていきます。</p>	
	課 題	経営コストの削減
	<p>有収率は過去5年の平均で81.3%となっています。動力費等の経営コスト削減のため、取水水量の分析、漏水調査を行うことにより、有収率の向上を目指します。</p>	
	課 題	未収金対策
<p>未収金は毎年度15,000千円前後となっていますが、ほとんどが使用料金の未納であり、不景気などの社会情勢に伴い滞納件数は増加の傾向にあります。長期の滞納とならないように早期に対応が必要です。</p>		
留意事項	課 題	料金収入の増加
	<p>過去2年間、料金収入の減少が見られます。工場の閉鎖等による減少に加え、一般家庭の使用水量の低下も見られるため、原因の解明とお客様のニーズを把握することが必要と考えます。</p>	
	課 題	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)	110.3	112.2	98.9	120.7	121.8	125.8	131.1	134.6	146.3	150.6
総収支比率(法適用)	(%)	112.7	115.5	100.4	122.2	122.9	127.4	132.8	136.4	148.2	152.6
経常収支比率(法適用)	(%)	112.7	115.5	100.4	122.2	122.9	127.4	132.8	136.4	148.2	152.6
営業収支比率(法適用)	(%)	176.5	181.0	143.0	190.0	187.8	190.4	189.1	189.5	198.4	201.7
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てんのもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てんのもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定については3年毎の見直しを行っていますが、平成9年度料金改定時に現在の料金水準となり、経営が安定していることから現状の水準を維持する予定です。 計画各年度では公共下水道事業の事業完了に伴う下水道接続件数の増加を見込み、平成18年度対比1%の有収水量と料金収入の増加を目標としています。
2 他会計繰入金の見込み	大規模投資等の予定はないため、5カ年計画内の繰入金については予定していません。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現存の資産を有効活用しての建設改良費の抑制を前提としているため、大規模投資の予定はありません。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	漏水調査、宅内漏水についての啓蒙を行い有収率を向上させることで動力費の削減を見込んでいます。 繰上償還に充てる資金は19年度を除き、全額借入を行い年利2.0%25年償還と想定して算出しました。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <table border="1" data-bbox="159 300 616 1090"> <tr> <td data-bbox="159 300 616 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="616 300 2136 427">町集中改革プランでは、全職員数について平成17年度4月1日現在103名から平成21年度末には93名と10名減を目標としています。水事業では平成17年4月1日現在4名から平成21年度末に1名の減を目指します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 427 616 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="616 427 2136 531">町基準に準じています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 531 616 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="616 531 2136 675">平成18年4月より給与構造の改革を人事院勧告通り実施しています、地域手当は導入していません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 675 616 810">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="616 675 2136 810">当会計には技能労務職員はおりません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 810 616 946">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="616 810 2136 946">普通退職時の特別昇給制度は平成17年度において廃止されているが、人件費抑制のひとつである勤奨制度での退職者に限って、特例として優遇措置をとっている。集中改革プランで明記されている21年度までは人件費の抑制策のため継続予定であるが、22年度以降は集中改革プランで明記した職員数まで減少するため、勤奨時特別昇給は廃止の方向。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 946 616 1090">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="616 946 2136 1090">事業主体負担割については、県市町村職員共済組合の運営方針により決定されているので、遵守しています。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	町集中改革プランでは、全職員数について平成17年度4月1日現在103名から平成21年度末には93名と10名減を目標としています。水事業では平成17年4月1日現在4名から平成21年度末に1名の減を目指します。	給与のあり方	町基準に準じています。	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月より給与構造の改革を人事院勧告通り実施しています、地域手当は導入していません。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	当会計には技能労務職員はおりません。	退職時特昇等退職手当のあり方	普通退職時の特別昇給制度は平成17年度において廃止されているが、人件費抑制のひとつである勤奨制度での退職者に限って、特例として優遇措置をとっている。集中改革プランで明記されている21年度までは人件費の抑制策のため継続予定であるが、22年度以降は集中改革プランで明記した職員数まで減少するため、勤奨時特別昇給は廃止の方向。	福利厚生事業のあり方	事業主体負担割については、県市町村職員共済組合の運営方針により決定されているので、遵守しています。	
地方公務員の職員数の純減の状況	町集中改革プランでは、全職員数について平成17年度4月1日現在103名から平成21年度末には93名と10名減を目標としています。水事業では平成17年4月1日現在4名から平成21年度末に1名の減を目指します。												
給与のあり方	町基準に準じています。												
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月より給与構造の改革を人事院勧告通り実施しています、地域手当は導入していません。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	当会計には技能労務職員はおりません。												
退職時特昇等退職手当のあり方	普通退職時の特別昇給制度は平成17年度において廃止されているが、人件費抑制のひとつである勤奨制度での退職者に限って、特例として優遇措置をとっている。集中改革プランで明記されている21年度までは人件費の抑制策のため継続予定であるが、22年度以降は集中改革プランで明記した職員数まで減少するため、勤奨時特別昇給は廃止の方向。												
福利厚生事業のあり方	事業主体負担割については、県市町村職員共済組合の運営方針により決定されているので、遵守しています。												
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等</p> <table border="1" data-bbox="159 1193 616 1471"> <tr> <td data-bbox="159 1193 616 1337">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="616 1193 2136 1337">課題 の対策として施設点検を業者委託し行っていますが、頻度等の問題もあり職員による点検も行っています、完全業者委託とした場合のメリット、デメリットを考察しています。 課題 の対策として漏水調査を委託し行っています、有収率の向上に伴い動力費等の抑制が見込まれます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1337 616 1471">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</td> <td data-bbox="616 1337 2136 1471">課題 の対策として施設点検を業者委託し行っていますが、頻度等の問題もあり職員による点検も行っています、完全業者委託とした場合のメリット、デメリットを考察しています。 課題 の対策として漏水調査を委託し行っています、有収率の向上に伴い動力費等の抑制が見込まれます。</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題 の対策として施設点検を業者委託し行っていますが、頻度等の問題もあり職員による点検も行っています、完全業者委託とした場合のメリット、デメリットを考察しています。 課題 の対策として漏水調査を委託し行っています、有収率の向上に伴い動力費等の抑制が見込まれます。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	課題 の対策として施設点検を業者委託し行っていますが、頻度等の問題もあり職員による点検も行っています、完全業者委託とした場合のメリット、デメリットを考察しています。 課題 の対策として漏水調査を委託し行っています、有収率の向上に伴い動力費等の抑制が見込まれます。									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題 の対策として施設点検を業者委託し行っていますが、頻度等の問題もあり職員による点検も行っています、完全業者委託とした場合のメリット、デメリットを考察しています。 課題 の対策として漏水調査を委託し行っています、有収率の向上に伴い動力費等の抑制が見込まれます。												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	課題 の対策として施設点検を業者委託し行っていますが、頻度等の問題もあり職員による点検も行っています、完全業者委託とした場合のメリット、デメリットを考察しています。 課題 の対策として漏水調査を委託し行っています、有収率の向上に伴い動力費等の抑制が見込まれます。												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	3年に一度料金の見直しを行いますが現在の料金設定が適切と考えられますので、当面現状の料金水準を維持していく予定です。 課題 の対策として無収水量の削減のためにお客様管理となる給水装置以降の適切な維持管理方法の啓蒙を推進していきます。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	町広報で財務状況を公開しています、又町ホームページでの情報公開をしていきます。 町が行う評価制度に基づき行っていきます。
5 その他	課題 の対策として早期の滞納への相談などの対応を行い、改善されない場合には給水停止などの措置により未収金の減額を進めていきます。 課題 の対策として有収水量の増加のため、アンケート等お客様の水道利用に対する意識調査の実施します。又安心して水道水をお使いいただけるように安全性についてのPR等を行います。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	町集中改革プランでは平成21年度末の全職員数の削減目標数値を平成17年度在籍職員数に対して10名減としています。水道事業では平成21年度末に職員の1名減を目標とします。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金については発生していないため引き続き欠損金を生じない経営努力をしていきます。民間委託による専門技術の活用などにより適切な管理の実施し、建設改良費の支出を抑制また経営経費の削減に努めます。当面料金改定は行わず、お客様への販売促進に努めます。平成23年度有収率88%を目標として漏水調査とお客様への宅内漏水防止の啓蒙を進め、動力費の削減に努めます。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	地方公営企業繰出金の基準に該当する消火栓の設置については受託工事として行っています、基準内の繰出金はありません。基準外繰出しについても生じていません。
4 その他	未収金を減額するため、平成19年度より毎月の滞納状況に応じて給水停止などの措置を行っていきます。他部局との連携を深めるなどの対応などを行い年度ごとの滞納額の減額に努めます。公共下水道事業の事業完了に伴う下水道接続件数の増加を見込み、平成18年度対比1%の有収水量と料金収入の増加を目標としています。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位: 百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												
3	未収金の徴収対策					5.5		5.2	5.2	5.0	5.0	4.8	
	改善額						0.0	0.3	0.3	0.5	0.5	0.7	2.3
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
4	その他(料金収入)					0.0		2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	
	改善額						0.0	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	11.5
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)					24.8		23.7	24.0	24.2	18.9	19.2	
	改善額						0.0	1.1	0.8	0.6	5.9	5.6	14.0
	給与水準												
	改善額												0.0
	その他(人員配置転換)					24.8		23.7	24.0	24.2	18.9	19.2	
	改善額						0.0	1.1	0.8	0.6	5.9	5.6	14.0
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	3	3	4	4	4		4	4	4	3	3	
	増減数(人)	1		1							-1		
1, 2	維持管理費等					8.6		8.5	8.5	8.4	8.4	8.2	
	改善額(動力費の抑制)						0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	1.0
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1,392.1	1,343.1	1,291.7	1,237.2	1,179.0		1,116.2	1,058.4	998.6	940.5	879.6	
	増減	-46.8	-49.0	-51.4	-54.5	-58.2		-62.8	-57.8	-59.8	-58.1	-60.9	
	計画前5年間改善額 合計						0.0						28.8
	(参考) 補償金免除額												26.7

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	10,764	10,730	10,686	10,646	10,622	10,610	10,610	10,610	10,600	10,600
年間総有収水量 (千m ³)	1,047	1,035	1,057	1,039	1,018	1,028	1,028	1,028	1,026	1,026
公称施設能力 (m ³ /日)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
1日最大配水量 (m ³ /日)	4,794	4,400	4,360	4,783	3,894	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
最大稼働率 (%)	80	73	73	80	65	73	73	73	73	73
供給単価 (円/m ³)	235	234	236	233	234	234	234	234	234	234
給水原価 (円/m ³)	213	209	239	193	192	184	176	154	147	144

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。